

2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所850事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 事業所の抽出

上記のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、18層に層化し、これらの層から257事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		214	78	94	42
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	0	0	2
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業		12	2	7	3
製 造 業		94	31	46	17
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		41	21	16	4
卸 売 業 , 小 売 業		22	5	14	3
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業		10	7	2	1
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業		33	12	9	12

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が40所あった。
- 2 調査対象事業所257所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所3所を除いた254所に占める調査完了事業所214所の割合（調査完了率）は、84.3%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
岡 山 県	係 員		30.5	13.4	1.1	55.0
	課 長 級		24.0	13.2	1.1	61.7
全 国	係 員		26.3	9.8	0.8	63.1
	課 長 級		22.1	9.5	0.6	67.7

- 注：1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
- 2 各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計が100にならない場合がある。

第15表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
				増 額	減 額	変化なし			
岡山 県	係 員		92.5	88.8	23.4	12.7	52.7	3.7	7.5
	課 長 級		80.7	76.1	15.2	12.9	48.0	4.6	19.3
全 国	係 員		86.5	82.5	23.1	12.7	46.7	4.0	13.5
	課 長 級		78.2	73.9	20.0	11.4	42.5	4.3	21.8

- 注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第16表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合	
		岡 山 県	全 国
家族手当制度がある		79.0%	75.9%
配偶者に家族手当を支給する		(87.3%)	(79.1%)
家族手当制度がない		21.0%	24.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,960円	12,711円
	配偶者と子1人	18,084円	19,454円
	配偶者と子2人	22,906円	25,778円

- 注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 注：2 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される（配偶者、父母等の支給月額については、行政職給料表7級以下の職員に支給される額）。

第17表 民間における特別給の支給状況

区 分		岡 山 県			全 国		
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	329,312 円		384,601 円		279,392 円	
	上 半 期 (A ₂)	328,881		384,277		277,364	
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	728,103 円		832,961 円		540,284 円	
	上 半 期 (B ₂)	732,897		884,391		512,498	
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.21 月分		2.17 月分		1.93 月分	
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.23		2.30		1.85	
	年 間 計	4.44月分		4.46月分			

注：1 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.50月である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目		係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	52.8	47.2	48.0	52.1	47.1	52.9
	500人以上	55.6	44.4	44.0	56.0	43.5	56.5
	100人以上 500人未満	52.1	47.9	50.6	49.4	48.4	51.7
	100人未満	49.3	50.7	48.5	51.5	51.1	48.9
全 国	規 模 計	51.8	48.2	48.3	51.7	47.1	52.9
	500人以上	54.9	45.1	47.3	52.7	46.0	54.0
	100人以上 500人未満	50.7	49.3	47.3	52.7	46.2	53.8
	100人未満	52.0	48.0	50.4	49.6	49.3	50.7

第19表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
		岡 山 県	100.0	
全 国	99.4	84.4	15.0	0.6

注： 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
岡 山 県	課 長 級	55.3	17.0	44.7
	非 管 理 職	60.6	9.9	39.4
全 国	課 長 級	37.8	26.2	62.2
	非 管 理 職	35.8	23.2	64.2

- 注： 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

	課 長 級	非 管 理 職
岡 山 県	86.9	81.2
全 国	77.0	77.2

注： 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。